

大和町法律相談実施要綱

(目的)

第1条 町民生活上の法律の知識を要する問題等について、町民に相談の機会を設け、助言等を行い、もって、町民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、法律相談を実施する。

(相談員)

第2条 法律相談の相談対応は、弁護士が行う。

2 前項の弁護士の派遣は、仙台弁護士会に委託する。

(相談対象者)

第3条 法律相談をすることができる者（以下「相談者」という。）は、大和町に住所を有する者とする。

(相談会場)

第4条 法律相談を実施する会場は、町が所有する施設等とする。

(相談日)

第5条 法律相談の実施日（以下「相談日」という。）は、毎年度5月、7月、9月、11月及び1月の第2木曜日とする。

2 前項の規定に関わらず、相談日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる時は、原則としてその翌週の木曜日に実施するものとする。

(相談時間)

第6条 法律相談の相談時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、正午から午後1時までの間は相談を行わないものとする。

2 相談者1人あたりの相談時間は、30分までとする。ただし、相談者が指定の開始時刻に遅れたときは、当該相談の終了時刻までを相談時間とする。

(相談費用)

第7条 法律相談に要する相談者の費用は、無料とする。ただし、相談会場までの交通費、中止となった場合に要した費用等は相談者の負担とする。

(相談回数)

第8条 法律相談において、同一内容による相談は、相談者1人あたり2回を限度とする。

(相談の申込み)

第9条 相談者は、相談日の前日（前日が、閉庁日の場合は、その前日）までに総務課の窓口又は電話にて申し込むものとする。ただし、申込みがない時間帯があるときは、相談日当日に申し込むことができるものとする。

2 相談者は、同一の相談日において複数回の法律相談を申し込むことは、できないものとする。

3 相談者の近親者（2親等以内）は、相談者と同一の相談日に法律相談を申し込むことはできないものとする。

4 相談者の都合により、第1項の申込みを取り消すときは、当該相談者の法律相談の終了時刻までに申し出なければならない。

5 前項の取消しの申し出が無く、相談時間が終了した場合は、当該相談は第8条第1項に規定する相談回数に含めるものとする。

6 なお、無断での取り消しが繰り返された場合は、総務課の判断により、以後の申込みを制限することができるものとする。

（実施状況報告）

第10条 弁護士の派遣を受託する者は、各相談日終了後、大和町法律相談実施状況報告書（様式第1号）を提出する。

（所管）

第11条 法律相談に関する事務は、総務課において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 大和町法律相談申込書（様式第1号）は、廃止する。

3 この要綱の施行に伴い、様式第2号を様式第1号に改める。